

●平成22年度 監査テーマ 公の施設の管理運営及び指定管理者の事務の執行について

○ 包括外部監査の意見に対する改善について

I. 公の施設の施設運営について

2. 指定管理者制度の導入施設について

No.	項目		監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
1	共通事項	施設に関する修繕案件について 〔報告書30ページ〕	施設の修繕に関しては、予算の策定の際にも有用な情報となるので、金額の多寡に係わらず、文書として記録・保管することが望ましいと考えられる。指定管理者が委託の範囲内で修繕を行った場合でも指定管理者から報告を所管課は求める必要がある。施設の修繕に関する情報を効果的効率的に把握するために、指定管理者が所管課へ報告するための修繕報告書について市で統一した様式を設けること、適切な承認手順を確立すること、要修繕箇所の網羅的把握、予算時に検討されている優先度の把握、未実施箇所継続把握が課題であり、今後の検討が必要である。	衛生管理課	施設の不具合・事故に関しては、指定管理者が保全の措置を取るとともに速やかな報告・調査・診断を義務付けており、修繕にかかる費用分担の調整を行った後に実施しています。 火葬炉の修繕を行ったときは、適宜環境衛生課の様式で事故報告書の提出を義務付けています。
2		定期点検について 〔報告書31ページ〕	所管課では定期点検に関する報告は受けているが、点検結果報告書のコピーを入手していない。所管課が定期点検の報告書を入手・保管を行っていない場合に、指定管理者の交代に伴い、定期点検に関して継続的にフォローできない状況となる。そのため、所管課は定期点検に関する報告書についてコピー等を入手して適切に保管する必要がある。	衛生管理課	定期点検の結果は、速報として日報で報告を受けています。点検結果報告書の提出を指示し、保管しています。 また、指定管理者が交代する場合は新管理者に引継を義務付けています。
3		備品の管理について 〔報告書31ページ〕	市または所管課で一定のルールを設け、所管課は備品の管理状況を指定管理者から少なくとも年度に1度は指定管理者から書面による報告を受けることが必要である。また、指定管理者が備品の実査を行ったことを確かめるために実査証跡を残すように指導をする必要がある。	衛生管理課	備品の管理状況は月次報告書での報告を義務付けています。 市は定期モニタリングの実施時に備品の実査を指定管理者とともに行いました。
4		再委託について 〔報告書31ページ〕	再委託については、年度当初に再委託の確認を実施しているが、モニタリングの観点から、所管課は指定管理者から再委託一覧を提出させ、その内容について適切に申請が行われているか確認すること、再委託一覧が網羅的に記載されていることを確かめるために委託先一覧と契約書等を確認する必要がある。	衛生管理課	枚方市立火葬場指定管理者募集要項において、再委託できない業務を明記しており、再委託一覧表、契約書のコピーを提出させ、確認しています。
5		指定管理者のモチベーションを高めるための具体的な施策の有無 〔報告書33ページ〕	指定管理業務において「自主事業」を設定することについて指定管理者に裁量を設けており、その事業開催を通じて主体的な活動を行うことができるようにしているが、具体的な施策として仕組み作りや内容については特に検討していない状況である。指定管理者の施設運営にかかるモチベーションを高めるためにも、具体的な施策を検討することが必要であると思われる。具体的な施策の例としては、利用料金制度の導入や、運営状況が良好だった指定管理者については、次回の選定審査の際に加点があるといったような仕組み作りについても積極的に検討することが必要である。	衛生管理課	平成28年度に「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」を策定し、指定管理者のモチベーションを高めるための施策等として、自主事業の積極的な受入れや利用料金制による管理運営について検討するよう明示された。今後は、同指針に基づき対応を進めていく。しかし、施設の特性上、指定管理者の最良や活動によって利用者の増加等を図ることは困難であるため、利用料金制度の導入等は難しい。なお、運営状況が良好だった指定管理者に対し次回選定審査の際に加点することについては、現行の指定管理者に対する市の忝意性が評価結果に帰結する側面があることから、公正性、公平性の点で困難である。

やすらぎの杜

No.	項目		監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
6	共通事項	施設に関する修繕案件について 〔報告書30ページ〕	施設の修繕に関しては、予算の策定の際にも有用な情報となるので、金額の多寡に係わらず、文書として記録・保管することが望ましいと考えられる。指定管理者が委託の範囲内で修繕を行った場合でも指定管理者から報告を所管課は求める必要がある。施設の修繕に関する情報を効果的効率的に把握するために、指定管理者が所管課へ報告するための修繕報告書について市で統一した様式を設けること、適切な承認手順を確立すること、要修繕箇所の網羅的把握、予算時に検討されている優先度の把握、未実施箇所継続把握が課題であり、今後の検討が必要である。	福祉総務課	指定管理者が行った修繕については従来から、月報で報告を求めている。市での統一した様式を作成し、3ヶ月以内に予定している修繕等の計画を指定管理者より提出することとした。
7		定期点検について 〔報告書31ページ〕	所管課では定期点検に関する報告は受けているが、点検結果報告書のコピーを入手していない。所管課が定期点検の報告書を手入・保管を行っていない場合に、指定管理者の交代に伴い、定期点検に関して継続的にフォローできない状況となる。そのため、所管課は定期点検に関する報告書についてコピー等を入手して適切に保管する必要がある。	福祉総務課	定期点検に関する報告書については、コピー等を入手し、適切に保管を行っている。
8		備品の管理について 〔報告書31ページ〕	市または所管課で一定のルールを設け、所管課は備品の管理状況を指定管理者から少なくとも年度に1度は指定管理者から書面による報告を受ける必要がある。また、指定管理者が備品の実査を行ったことを確かめるために実査証跡を残すように指導する必要がある。	福祉総務課	備品管理に関する報告を求める内容を平成23年度の基本協定書に記載した。平成23年度に指定管理者によりすべての備品を再調査し、一覧表として提出を受けた。
9		再委託について 〔報告書31ページ〕	再委託については、年度当初に再委託の確認を実施しているが、モニタリングの観点から、所管課は指定管理者から再委託一覧を提出させ、その内容について適切に申請が行われているか確認すること、再委託一覧が網羅的に記載されていることを確かめるために委託先一覧と契約書等を確認する必要がある。	福祉総務課	指定管理者から再委託一覧を提出させ、その内容について適切に申請が行われているか確認し、委託先一覧と契約書等を確認するようにしている。
10		事業年度中に実施している指定管理者のモニタリングについて 〔報告書32ページ〕	平成21年度のモニタリング結果の報告書を閲覧したところ、モニタリングの対象項目が明確になっておらず、モニタリングの結果についてどのような観点でモニタリングを行い、適切であると判断した結果が記載されていない。所管課は指定管理者のモニタリングを行う際には、モニタリング項目を明確に設定し、その評価、判断の結果を文書として残す必要がある。また、モニタリングの結果として改善項目を指定管理者に文書で伝達することが必要である。	福祉総務課	モニタリングを行う際に、モニタリング項目を一覧にし、明確に設定した上で、評価、判断の結果や改善項目を指定管理者に文書で伝達するようにした。
11		事業計画と事業の実施結果についての市の最終評価と指定管理者の自己評価、市民のアンケートの調査の比較検討について 〔報告書33ページ〕	指定管理運営評価表にはモニタリング結果として評価点と評価理由が記載されているが、今後の課題や改善点が明確に記載されていない。課題や改善点を記載し指定管理者にフィードバックを行い、今後の行動計画の策定に活用すべきである。	福祉総務課	今後の行動計画の策定に活用できるよう課題や改善点を記載し、指定管理者にフィードバックを行うよう改善を行った。
12		指定管理者のモチベーションを高めるための具体的な施策の有無 〔報告書33ページ〕	指定管理業務において「自主事業」を設定することについて指定管理者に裁量を設けており、その事業開催を通じて主体的な活動を行うことができるようにしているが、具体的な施策として仕組み作りや内容については特に検討していない状況である。指定管理者の施設運営にかかるモチベーションを高めるためにも、具体的な施策を検討することが必要であると思われる。具体的な施策の例としては、利用料金制度の導入や、運営状況が良好だった指定管理者については、次回の選定審査の際に加点があるといったような仕組み作りについても積極的に検討することが必要である。	福祉総務課	平成28年度に策定された「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」において、指定管理者のモチベーションを高めるための施策等について明示されたところである。今後は、同指針に基づき対応を進めていく。なお、次回選定審査の際に加点することについては、現行の指定管理者に対する市の忝意性が評価結果に帰結する側面があることから、公正性、公平性の点で困難である。
13		経費削減のための具体的な施策の有無 〔報告書33ページ〕	非公募により選定されている施設や公募でも申請団体が1団体のような施設では、競争原理が一定阻害されているため、指定管理者が適切に管理していることをモニタリングすることは重要である。また、市は、経費削減の方法について指定管理者と協議した内容を直営施設に活用することも可能である。よって、公の施設の経費削減について、指定管理者と市が情報交換することは両者にとって有益であるため、適宜実施し、内容については記録として保管する必要がある。	福祉総務課	モニタリング時には、公の施設の経費削減の観点からも、指定管理者との情報交換を行うこととし、内容については記録をしている。

総合福祉会館

No.	項目		監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
14	共通事項	施設に関する修繕案件について 〔報告書30ページ〕	施設の修繕に関しては、予算の策定の際にも有用な情報となるので、金額の多寡に係わらず、文書として記録・保管することが望ましいと考えられる。指定管理者が委託の範囲内で修繕を行った場合でも指定管理者から報告を所管課は求める必要がある。施設の修繕に関する情報を効果的効率的に把握するために、指定管理者が所管課へ報告するための修繕報告書について市で統一した様式を設けること、適切な承認手順を確立すること、要修繕箇所網羅的把握、予算時に検討されている優先度の把握、未実施個所の継続把握が課題であり、今後の検討が必要である。	福祉総務課	指定管理者が行った修繕については従来から、月報で報告を求めている。福祉総務課で様式を作成し、3ヶ月以内に予定している修繕等の計画を指定管理者より提出することとした。
15		定期点検について 〔報告書31ページ〕	所管課では定期点検に関する報告は受けているが、点検結果報告書のコピーを入手していない。所管課が定期点検の報告書を入手・保管を行っていない場合に、指定管理者の交代に伴い、定期点検に関して継続的にフォローできない状況となる。そのため、所管課は定期点検に関する報告書についてコピー等を入手して適切に保管する必要がある。	福祉総務課	定期点検に関する報告書については、内容を要約したものだけでなく、報告書のコピー等を入手し、適切に保管を行っている。
16		備品の管理について 〔報告書31ページ〕	市または所管課で一定のルールを設け、所管課は備品の管理状況を指定管理者から少なくとも年度に1度は指定管理者から書面による報告を受けることが必要である。また、指定管理者が備品の実査を行ったことを確かめるために実査証跡を残すように指導をする必要がある。	福祉総務課	備品管理に関する報告を求める内容を平成23年度の基本協定書に記載した。平成23年度に指定管理者によりすべての備品を再調査し、一覧表として提出を受けた。
17		再委託について 〔報告書31ページ〕	再委託については、年度当初に再委託の確認を実施しているが、モニタリングの観点から、所管課は指定管理者から再委託一覧を提出させ、その内容について適切に申請が行われているか確認すること、再委託一覧が網羅的に記載されていることを確かめるために委託先一覧と契約書等を確認する必要がある。	福祉総務課	指定管理者から再委託一覧を提出させ、その内容について適切に申請が行われているか確認し、委託先一覧と契約書等を確認するようにしている。
18		市民アンケートの実施について 〔報告書32ページ〕	指定管理者が利用者アンケートを行い、その後、アンケート結果をまとめ、改善の必要性や実現可能性を指定管理者が検討した上で利用者サービスの改善等につなげている。指定管理者はこれらの結果について所管課に報告している。所管課はアンケート結果報告だけでなく、アンケートの結果を踏まえた今後の具体的な方策を指定管理者に求めることが必要であると考え。	福祉総務課	引き続き、課題に対する対応は求めている。また、施設は、耐震性やアンケート結果等も参考に、平成26年度にリニューアル工事を行うなど、具体的な方策を講じていく。
19		事業年度中に実施している指定管理者のモニタリングについて 〔報告書32ページ〕	平成21年度のモニタリング結果の報告書を閲覧したところ、モニタリングの対象項目が明確になっておらず、モニタリングの結果についてどのような観点でモニタリングを行い、適切であると判断した結果が記載されていない。所管課は指定管理者のモニタリングを行う際には、モニタリング項目を明確に設定し、その評価、判断の結果を文書として残す必要がある。また、モニタリングの結果として改善項目を指定管理者に文書で伝達することが必要である。	福祉総務課	モニタリングを行う際に、モニタリング項目を一覧にし、明確に設定した上で、評価、判断の結果や改善項目を指定管理者に文書で伝達するようにした。
20		事業計画と事業の実施結果についての市の最終評価と指定管理者の自己評価、市民のアンケートの調査の比較検討について 〔報告書33ページ〕	指定管理運営評価表にはモニタリング結果として評価点と評価理由が記載されているが、今後の課題や改善点が明確に記載されていない。課題や改善点を記載し指定管理者にフィードバックを行い、今後の行動計画の策定に活用すべきである。	福祉総務課	今後の行動計画の策定に活用できるよう課題や改善点を記載し、指定管理者にフィードバックを行うよう改善を行った。
21		指定管理者のモチベーションを高めるための具体的な施策の有無 〔報告書33ページ〕	指定管理業務において「自主事業」を設定することについて指定管理者に裁量を設けており、その事業開催を通じて主体的な活動を行うことができるようにしているが、具体的な施策として仕組み作りや内容については特に検討していない状況である。指定管理者の施設運営にかかるモチベーションを高めるためにも、具体的な施策を検討することが必要であると思われる。具体的な施策の例としては、利用料金制度の導入や、運営状況が良好だった指定管理者については、次回の選定審査の際に加点があるといったような仕組み作りについても積極的に検討することが必要である。	福祉総務課	平成28年度に策定された「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」において、指定管理者のモチベーションを高めるための施策等について明示されたところである。今後は、同指針に基づき対応を進めていく。なお、次回選定審査の際に加点することについては、現行の指定管理者に対する市の忝意性が評価結果に帰結する側面があることから、公正性、公平性の点で困難である。
22		経費削減のための具体的な施策の有無 〔報告書33ページ〕	非公募により選定されている施設や公募でも申請団体が1団体のような施設では、競争原理が一定阻害されているため、指定管理者が適切に管理していることをモニタリングすることは重要である。また、市は、経費削減の方法について指定管理者と協議した内容を直営施設に活用することも可能である。よって、公の施設の経費削減について、指定管理者と市が情報交換することは両者にとって有益であるため、適宜実施し、内容については記録として保管する必要がある。	福祉総務課	モニタリング時には、公の施設の経費削減の観点からも、指定管理者との情報交換を行うこととしている。

総合福祉センター

No.	項目		監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
23	共通事項	施設に関する修繕案件について 〔報告書30ページ〕	施設の修繕に関しては、予算の策定の際にも有用な情報となるので、金額の多寡に係わらず、文書として記録・保管することが望ましいと考えられる。指定管理者が委託の範囲内で修繕を行った場合でも指定管理者から報告を所管課は求める必要がある。施設の修繕に関する情報を効果的効率的に把握するために、指定管理者が所管課へ報告するための修繕報告書について市で統一した様式を設けること、適切な承認手順を確立すること、要修繕箇所網羅的把握、予算時に検討されている優先度の把握、未実施個所の継続把握が課題であり、今後の検討が必要である。	交通対策課	施設の修繕費の内訳表を文書で報告を受け保管しています。 また、指定管理者より報告のあった要修繕箇所については施設整備室に見積り等の依頼をし、予算化を予定しています。
24		備品の管理について 〔報告書31ページ〕	市または所管課で一定のルールを設け、所管課は備品の管理状況を指定管理者から少なくとも年度に1度は指定管理者から書面による報告を受けることが必要である。また、指定管理者が備品の実査を行ったことを確かめるために実査証跡を残すように指導をする必要がある。	交通対策課	平成23年度より4月・9月の2回備品確認一覧表を提出してもらいました。
25		市民アンケートの実施について 〔報告書32ページ〕	指定管理者が利用者アンケートを行い、その後、アンケート結果をまとめ、改善の必要性や実現可能性を指定管理者が検討した上で利用者サービスの改善等につなげている。指定管理者はこれらの結果について所管課に報告している。所管課はアンケート結果報告だけではなく、アンケートの結果を踏まえた今後の具体的な方策を指定管理者に求めることが必要であると考えられる。	交通対策課	平成23年10月に実施した利用者アンケート結果にもとづいた今後の対策等を文書で提出してもらいました。
26		事業計画と事業の実施結果についての市の最終評価と指定管理者の自己評価、市民のアンケートの調査の比較検討について 〔報告書33ページ〕	指定管理運営評価表にはモニタリング結果として評価点と評価理由が記載されているが、今後の課題や改善点が明確に記載されていない。課題や改善点を記載し指定管理者にフィードバックを行い、今後の行動計画の策定に活用すべきである。	交通対策課	平成24年2月に実施したモニタリングでの改善点等を文書で指定管理者に指導しました
27		指定管理者のモチベーションを高めるための具体的な施策の有無 〔報告書33ページ〕	指定管理業務において「自主事業」を設定することについて指定管理者に裁量を設けており、その事業開催を通じて主体的な活動を行うことができるようにしているが、具体的な施策として仕組み作りや内容については特に検討していない状況である。指定管理者の施設運営にかかるモチベーションを高めるためにも、具体的な施策を検討することが必要であると思われる。具体的な施策の例としては、利用料金制度の導入や、運営状況が良好だった指定管理者については、次回の選定審査の際に加点があるといったような仕組み作りについても積極的に検討することが必要である。	交通対策課	平成24年度から、牧野東自転車駐車場で試行していた「レンタサイクル」事業を指定管理者の自主事業として本格実施しました。 また、平成25年2月に実施したモニタリングを通じて、指定管理者に対し、新たな自主事業の提案をお願いしています。 次回選定審査の際に加点することについては、現行の指定管理者に対する市の忝意性が評価結果に帰結する側面があることから、公正性、公平性の点から困難です。
28		事業計画と事業の実施結果についての市の最終評価と指定管理者の自己評価、市民のアンケートの調査の比較検討について 〔報告書33ページ〕	指定管理運営評価表にはモニタリング結果として評価点と評価理由が記載されているが、今後の課題や改善点が明確に記載されていない。課題や改善点を記載し指定管理者にフィードバックを行い、今後の行動計画の策定に活用すべきである。	行政改革部	指定管理者管理運営評価の実施時において、包括外部監査結果(意見)の趣旨をあわせて周知しました。
29		指定管理者のモチベーションを高めるための具体的な施策の有無 〔報告書32ページ〕	指定管理業務において「自主事業」を設定することについて指定管理者に裁量を設けており、その事業開催を通じて主体的な活動を行うことができるようにしているが、具体的な施策として仕組み作りや内容については特に検討していない状況である。指定管理者の施設運営にかかるモチベーションを高めるためにも、具体的な施策を検討することが必要であると思われる。具体的な施策の例としては、利用料金制度の導入や、運営状況が良好だった指定管理者については、次回の選定審査の際に加点があるといったような仕組み作りについても積極的に検討することが必要である。	行政改革部	「枚方市指定管理者制度に関する基本指針(平成29年3月策定)」の策定を進める中で、指定管理者のモチベーションを高めるための施策等について検討し、民間事業者等のノウハウの積極的な活用に向けたサウンディングの実施や、提案上限額の適正な設定、利用料金制導入の積極的な検討、施設の特性に応じた選定方法の検討などを行うことについて、同指針に明示した。 なお、次回選定審査の際に加点することについては、現行の指定管理者に対する市の忝意性が評価結果に帰結する側面があることから、公正性、公平性の点で困難である。
30	やすらぎの杜	施設の状況 〔報告書35ページ〕	現場視察の際に受水槽タンクの水漏れが認められた。 当該事項については、指定管理者の施設管理が十分にできていなかったことが原因と考えられる。指定管理者は利用者に施設を安全に利用してもらうために、施設の安全性について点検を行う必要がある。また、所管課は指定管理者からの報告のみで判断するのではなく施設管理を適切に実施していることを点検する必要がある。	衛生管理課	利用者が頻繁に利用する箇所については重点的に毎日点検を行っていましたが、利用頻度が低い箇所(受水槽タンク等)については、1週間に1度の点検となっていましたので、毎日の警備巡回業務のなかで全部屋について点検を行い記録を残すように改善しました。
31		事業年度中に実施している指定管理者のモニタリングについて 〔報告書36ページ〕	所管課は不定期ではあるが施設へは頻繁に訪問している。所管課の車輛の運転日報には施設の訪問の記録があり、訪問内容の記録は残っていない。モニタリングの一環であると考えられるため、訪問記録としてモニタリング内容を記載・保管することが望ましいと考えられる。	衛生管理課	運転日報とは別に、やすらぎの杜に訪問した内容等を記録できるように改善しました。

No.	項目		監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
32	枚方市立総合福祉会館 (ラポールひらかた)	施設利用料等の減免手続 〔報告書38ページ〕	プールの使用料などについては、市内に在住もしくは勤務している者については、一定の割引があるが、利用者が市内の要件を満たしていることの確認を実施しておらず、利用者の良心に頼っていることが現状である。市内在住・市内勤務が割引料金の要件となる以上は、割引要件の確認を行う必要があるが、その確認ができないのであれば、料金体系を見直すなどの対応が必要である。	福祉総務課	利用の受付時に利用者の住所の記載を求め、利用者要件の確認を行った。
33		指定管理者の募集について 〔報告書38ページ〕	市では公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例にて、指定管理者の選定は公募を行うことを原則としているため、公募から非公募に変更することは指定管理者制度の導入の趣旨に反すると考えられる。公募のメリットとして、競争原理が働くことにより管理コストの削減を図ることを期待できることにある。現状では、申請団体が1団体であり公募を行うメリットが活かされていないことについては、所管課として何らかの方策を講じる必要がある。	福祉総務課	福祉施設としての最低限のサービスから、コストのみでの条件緩和は難しいと考えるが、次回の公募時において、申請団体が増えるよう要件緩和を行うなど取り組む。
34	枚方市総合福祉センター	切手等の現金同等物の管理について 〔報告書42ページ〕	指定管理者の保有する現金同等物について実査を行ったところ、以下のような問題点があり、適切に管理されていなかった。 1) 切手については、種類別に受払簿に記帳されておらず、購入および使用の事実は記載しているものの、残高を把握することができない状態であった。 2) 切手の実査については、半年に一度しか行われていない。 3) 視察時に実査の結果と現物を照合したところ80円切手が記録より2枚多い状況であった。 4) 記帳されていない200円の収入印紙が2枚あった。 現金同等物は金額の多寡にかかわらず、適切に管理することが必要であり、金種別の受払簿を作成し、記録と現物を日々照合することが必要であると考え。このような管理状況であると、他の部分についての管理状況が適切になされているのか疑問が生じるところであり、市として、適切な管理を実施するように指導することが必要である。	福祉総務課	切手については、指定管理者において種類別に受払簿に記帳し、日常的に適切に管理するよう改善した。 また、モニタリング時に受払簿と切手の残数を実査している。
35		施設の状況 〔報告書43ページ〕	老朽化が進んでおり、床のタイルについても一部剥離している箇所が見受けられた。福祉施設であることから、利用者には高齢者が多く、このような小さな隙間であったとしてもつまずくなどの事故が生じる可能性があり、利用者の安全にかかわる箇所については、適時に修繕が必要である。	福祉総務課	剥離しているタイルについては平成23年3月に修繕を行った。 今後も利用者の安全にかかわる箇所については、適時対応するよう努める。
36		指定管理者の募集について 〔報告書44ページ〕	現状では、申請団体が1団体であり公募を行うメリットが活かされていないことについては、所管課として何らかの方策を講じる必要がある。現状の公告手続だけではなく、業務内容から実施可能と思われる団体に直接打診することも検討すべきである。また、総合福祉会館(ラポールひらかた)と同様に、業務の切り分けを行うこと、そのための各所管課における業務の標準化、指定管理者のモチベーションを高める施策を具体的に打ち出すことなどを検討する必要がある。	福祉総務課	平成28年度に策定された「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」において、指定管理者のモチベーションを高めるための施策等について明示されたところである。今後は、同指針に基づき対応を進めていく。 なお、「申請団体の候補となり得る事業者に直接打診を行うこと」は、行政として、公平性の観点から対応は難しい。また、「業務の切り分けや各所管課における業務の標準化により、同種業務を複数施設で一括して委託すること」は、本市の契約制度に係る方針上、難しい。
37	指定管理者の積算の妥当性について 〔報告書45ページ〕	指定管理者制度の導入により経費削減効果を得ることができるとされているが、当該施設については、公募による募集を行っているものの申請団体が1団体であることから、より一層適切な指定管理料の積算が求められる。よって、今後も指定管理料の積算と実態の比較検討を実施する必要がある。	福祉総務課	平成28年度に策定された「枚方市指定管理者制度に関する基本方針」に基づき、指定管理料の積算を適切に行っていく。	
38	枚方市自転車駐車場	指定管理者として非公募とした合理的な理由 〔報告書48ページ〕	市は指定管理者の選定において、公募を行うことを原則としている。公募を行う趣旨として、多様化・高度化する市民ニーズへのより効率的・効果的な対応を図るために、競争原理による市民サービスの向上と管理コストの削減・行政経費の削減を期待できることにある。高齢者施策の一環として合理的な理由により非公募で選定するよりも、高齢者施策であることを評価点に加え、公募により指定管理者として選定することで客観性と公平性が高まることやその他の団体と比較できるなどの利点があるため、公募により選定を行うことも検討すべきであると考えられる。	交通対策課	平成26年度の指定管理者選定は、シルバー人材センターが自転車駐車場を通してこれまで果たしてきた高齢者の就労支援や生きがい施策等の推進、並びに指定管理者としての良好な管理運営実績に鑑みて特定としましたが、引き続き公募による選定を検討します。
39		指定管理者の積算の妥当性 〔報告書51ページ〕	自転車駐車場事業で平成18年度から平成20年度では指定管理者において多額の剰余金が生じている。多額の剰余金が発生した主な理由として、指定管理者制度導入初年度ということもあり、施設に適した人員の管理・運営などの工夫という点で十分な積算が行われていなかったことによるものと説明を受けた。非公募により指定管理者を選定しているため、より一層指定管理料の積算については今後も留意する必要がある。	交通対策課	平成23年度の指定の際に、指定管理者との間で、指定管理料の適正化に向けた協議等を行った結果、平成24年度の経費収支はほぼ均衡しました。今後も適正な指定管理料の積算に向けた取り組みを進めます。
40		事業年度中に実施している指定管理者のモニタリングについて 〔報告書52ページ〕	19か所の自転車駐車場において現地調査表によりモニタリングを毎年実施している。また、月次の事務報告においてモニタリング項目を確認している。他に、所轄課が指定管理者の業務について年に1回、伝票等の証憑確認等を行う業務監査を行っている。 フィードバックについては、口頭指導のみであるため、文書でモニタリング項目と改善事項を伝達することが必要であると考えられる。	交通対策課	平成24年2月に実施したモニタリングでの改善点等を文書で指定管理者に指導しました

3. 直営施設について

No.	項目		監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応	
41	市民交流センター及び生涯学習市民センター(9か所)	管理運営のあり方について	利用率について 〔報告書61ページ〕	生涯学習課	平成23年2月に行った生涯学習推進体制の再編の検証に基づき、平成23年5月に生涯学習市民センターを紹介するパンフレットを作成・配布し、認知度の向上を図りました。また、より使いやすい施設とするための検討を行い、平成23年度から他部局との連携による学習講座や、公益財団法人枚方市文化国際財団と連携した地域コンサートを行い、学習機会提供の充実を図りました。	
42			また、両施設とも施設の利用状況を見るうえで施設利用率を指標としているが、計画設定の考え方が異なっており、それが適切かについては再考すべきと考える。市民交流センターは設置して3年程度であり、前年度実績を基礎として計画を設定することは是認されると考えるが、目標設定が甘くならないよう留意が必要である。一方、生涯学習市民センターは、施設をフル稼働する計画になっており、指標として妥当であるかは疑問であるため、今後、施設を運営していくうえでの最適な計画設定が望まれる。	市民活動課 生涯学習課	施設を運営していく上での最適な計画設定について、市民活動課と生涯学習課で協議を行い、施設利用率については全体の利用数を分母とした数値を用い、指標としては前年度実績との比較も活用することとした。	
43			所管課の一元化について 〔報告書62ページ〕	市民交流センターと生涯学習市民センターはそれぞれ所管課が異なることから、施設運営をより充実させる観点から、施設の所管課の一元化や今後も直営で運営していくことが施設設置の趣旨に合うものかどうかを検討するなど、施設運営のあり方についての検討も必要であるとする。また、外部業者に運営を任せるにしても、市民ニーズに真に応えるためには、生涯学習施設としての機能を存分に発揮できるようコーディネートする必要がある。	行政改革部	市民交流センターのあり方について、枚方市新行政改革実施プランに基づき、生涯学習市民センターとの一体的な管理運営も視野に入れた検討を行った。その結果、平成30年度からは市民交流センターを牧野生涯学習市民センター牧野北分館として位置づけることとし、指定管理者による生涯学習市民センターとの一体的な管理運営を行う。
44			運営コストについて 〔報告書62ページ〕	生涯学習市民センターの経費執行は、9か所を一括契約しているものと各センターで個別契約しているものに二分されるが、特に施設の維持管理に関しては、市民交流センターやさらに類似の施設も併せて検討することにより、コスト削減及び業務の効率化に資する契約形態が望まれる。特に、生涯学習市民センターの設置時期を鑑みると、施設の修繕コストは今後増加することが考えられるため、適切な修繕計画とその実施については早急に検討を要する。	生涯学習課	修繕計画については、市有建築物保全計画に基づき、平成23年4月から順次実施しています。なお、同計画で定められた以外の個々の施設の修繕については、生涯学習市民センターごとに修繕の優先順位を定め、9か所をまとめた修繕予定表を作成し、安全性を最優先に修繕を実施しています。
45			受益者負担について 〔報告書62ページ〕	試算した平成21年度の受益者負担率(利用料/施設運営費×100)は、市民交流センターが16.7%、生涯学習市民センターが27.2%という結果になった。当該水準の是非については判断できないが、市としての判断基準を明確にし、料金設定の参考にすべきではないかと考える。また、これと施設の稼働状況をあわせ考えると、市民交流センターの利用が年々増加している状況から、さらに受益者負担を求めることは合意される余地があるのではないかと考える。	市民活動課 生涯学習課	市民交流センター及び生涯学習市民センターについては、設置目的や開設に至る経過などが異なるため、受益者負担の割合が異なるのはやむを得ないものと考えていますが、料金の改定にあたっては同種の施設の負担割合との均衡を考慮します。
46	王仁公園	王仁公園プール管理業務について 〔報告書63ページ〕	体育協会への委託料の79%が外部の業者に支払われている状況である。特に、プール監視業務・出改札業務・更衣室管理業務・窓口業務・医療業務・売店業務等は内容からするとプールの運営のほとんどを委託している状況といっても過言ではない。また、委託業者の選定方法においても、市が直接業者を選定する場合であれば、指名競争入札にあたるような金額の委託契約であるものが、見積合わせで実施されていることから、業者選定の際に競争性が働いていない。これらの点から、王仁公園プール管理の委託については、市として取り扱いを再度検討する必要があると考える。	公園みどり課	競争性による管理運営経費の削減や一括管理運営による事業効率化を図るため、指定管理者制度を導入し、平成26年度4月より体育協会・木幸共同体が指定管理者となった。今後は、民間事業者が有する経営ノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上とコスト削減を考慮し運営管理していく。	

II. 公の施設の施設管理について

1. 公共施設部の役割について

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
47	施設の要修繕箇所の把握について 〔報告書64ページ〕	各施設によって、その日常管理の手法が統一されていない部分があることが判明し、特に、公共施設部へ提供される要改修箇所の情報については、技術的に不明な点があれば問い合わせが行われるが、原則としては各施設所管部署の判断にゆだねられており、予算の制約などから要修繕箇所情報の網羅性が必ずしも担保されていない状況にあると考えられる。 施設の構造や経過年数等起因して発生する施設管理上の留意点を各施設所管課に伝達し、公共施設部として施設の状況を管理するうえで必要な情報を、すべての施設において同じように収集できるよう積極的に働きかけを行うべきである。	施設整備室	施設の建築年を基本に老朽度調査や改修履歴等に基づき策定する「市有建築物保全計画」について、これまでも施設所管部署への説明会を開き計画の周知に努めてきました。 計画を実施する平成23年度以降も施設所管部署と情報共有を図り、円滑な維持保全に努めます。 また、建物情報をデータベース化した計画保全システムを活用し、今後も継続して施設の状況把握に努めます。
48	保全計画の遂行について 〔報告書64ページ〕	保全計画の実施には個々の案件について詳細化を実施したうえで、予算化していく必要があり、またその実施には長期的に一定規模の財源が必要となるので、企画財政部が作成する長期財政計画との整合性を図っていく必要がある。 保全計画の修正が全市的観点から実行されるべきことを考えると、その意思決定プロセスを明確化しておくことが必要である。	施設整備室	市有建築物保全計画の策定にあたっては、企画財政部と連携を図り長期財政計画との整合を図っていきます。 また、保全計画の実施期間としている平成23年度からの20年間において概ね5年ごとに実施検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。

2. 企画財政部の役割について

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
49	施設の要修繕箇所の情報共有と網羅的把握について 〔報告書65ページ〕	修繕改修工事等一覧表については、査定後のものについて各施設所管部署や公共施設部と共有されているわけではなく、また、次年度以降要求案件が継続して予算要求されているかどうかについても管理されていないため、施設の改修箇所の網羅的な把握の観点からは、情報共有と施設の修繕についての予算要求の状況を継続的に把握することが必要である。	財政課	各施設所管部署に対しては査定状況を開示し、また公共施設部に対しては査定結果を反映した修繕改修工事等一覧表を提供し、情報の共有化等を図っています。
50	保全計画の遂行について 〔報告書65ページ〕	保全計画については様々な要因により、修正がなされることが想定されるため、保全計画の修正のための予算化を含めた意思決定プロセスが明確化されておらず、保全計画の修正が全市的観点から実行されるべきことを考えると、その予算化を含めた意思決定プロセスを明確化しておくことが必要である。	財政課	予算要求については、事前に各施設所管部署と公共施設部と改修内容等について協議を行ったうえで各施設所管部署より行っている。 また、公共施設部において改修内容等をとりまとめたうえで、財政課と予算要求内容について協議を行っている。

3. 個別施設

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
51	改修箇所の総括的把握 〔報告書66ページ〕	市の財源には限りがあり、すべての要改修箇所を一時に改修することは不可能であるが、未改修のまま使い続けることによる緊急工事の発生がランニングコストの増大や改修コストの増大を招くことを考慮する必要がある。また、同時に実施した方が効率的な工事の有無については、施設全体の改修費その把握の前提としては、日常管理業務として実施している各種検査の結果や現状の要改修箇所の一覧表の作成が必要であると考えられる。	施設整備室	今後、計画的に改修工事等を進めることを目的とした保全計画は、事前に事故や使用不可能な状態を避けるための「予防保全」を基本的な考え方とするとともに、計画の策定にあたっては、日常管理業務の記録なども参考に、同時に実施すべき工事は一連の工事としてまとめたものとなっています。
52	施設管理上の問題点 改修履歴の管理 〔報告書67ページ〕	改修履歴は計画保全システム内でデータベース化を実施する予定とのことであるが、計画保全システムにアクセス可能な端末は公共施設部のみ設置されており、計画保全システムへの入力が可能のように必要な情報について各施設担当課は整理しておく必要がある。また、当該情報の整理の際には、将来の公会計制度の変更に伴う資産台帳に基づいた会計が必要となることも考慮して情報を整理することが望ましい。	施設整備室	計画保全システムは、保全計画の策定に活用するほか、市有建築物の台帳等のペーパーレス化、改修工事等に係る設計業務の効率化を図ることを目的として構築したもので、施設担当課との情報共有化や公会計制度の変更などに注視しつつ当該システムの運用を行っていきます。
53	検査チェックリストの活用 〔報告書67ページ〕	現在、試験運用が行われている計画保全システムでは、施設の一般的な検査チェックリストのひな型が用意されている。当該チェックリストにより市の建物の検査を実施すれば、検査手続の同一性が担保され、また、計画保全システムでの情報の一元管理の観点からも有用であると考えられる。なお、検査の義務がない施設であったとしても、当該チェックリストの項目を把握しておくことは施設管理の観点から有用であると考えられる。	施設整備室	計画保全システムについては、保全計画の冊子において概要説明を記述するとともに、施設担当課を対象とした保全計画の説明会で周知を図っています。当該システムで活用する検査チェックリストについては、検査の必要のない簡易な建物でも活用できるため、今後も引き続き施設担当課への周知を図ります。
54	物品管理上の問題点 物品の年度末現在高の確認方法の改善 〔報告書69ページ〕	物品の現物確認を年度の末日に行わず、部署ごとに年度内の一定の日をもって行うこと自体に問題はない。しかし、年度末現在高を確定するにあたり、現物確認作業を行うことなく、現物確認以降年度末までの増減を加味した結果を年度末の残高として報告することには問題である。 現物確認以降年度末までに重要な動きがあったものについては、年度末に現物確認を行い、実際の残高と一致していることを確認すべきである。	会計課	従来から例年4月に行っている「年度末備品現在高調べ」における通知文において、現物確認の上、報告することを求めています。登録上の物品と現存の物品との間で差異が生じたことは一部現物確認がない状態での報告があったものと考えています。物品管理者に対し物品管理の重要性の認識の向上を図るとともに「年度末備品現在高調べ」とは別に現物確認の徹底について通知を行い登録物品の一覧により現物確認を行い一品ごとの確認結果の報告を求めました。

No.	項目		監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応	
55	やすらぎの杜	長期保全計画の策定 〔報告書70ページ〕	当該施設が新しいこと、および、プラントなど特殊設備については保全計画の対象外であることから、現時点でも、施設整備に係る具体的な長期計画は策定されていない状況である。しかし、建物躯体や火葬設備の機能維持や長寿命化に向けた管理を実施するにあたっては、定期改修を含めて、必要な保全の時期および費用を予め見積り、施設のライフサイクルを把握しておくことが有用である。	衛生管理課	火葬設備については、現在使用している火葬炉のメーカーと協議して長期的な補修スケジュールを設定しており、順次執行していく予定である。 また、建物躯体の安全性及び機能性を維持し、延命化を図るとともに、今後の維持補修等にかかる経費の把握と、予算の平準化を図るため、10年を期間とする「枚方市立やすらぎの杜 中長期修繕計画書」を令和3年1月に策定した。	
56	市営津田元町住宅及び市営津田北町住宅	所管部署について 〔報告書72ページ〕	現状、市営住宅にかかる政策を決定する部署はまちづくり推進課であり、住宅自体の管理を実施するのは財務部管財課である。 施設管理は、政策的な考えと施設の状況の両側面から実施すべきであるが、2部署が当事者となることは、施設管理業務が複雑になっていると考えられ、その適切な施設管理の実施には各部署の調整が必要であり効率的ではないと考えられる。市営住宅の施設管理について、適切な業務分掌を検討することが望ましい。	行政改革部	まちづくり推進課(現在は景観住宅整備課)は市全体の住宅整備の調整を行い、管財課(現在は資産活用課)は個別の施設管理として市営住宅の管理を行うという、それぞれ事務分掌の規定のもと適切に役割を担っており、効率的な業務執行を図っている。	
57		市営住宅の費用対効果について 〔報告書72ページ〕	市営住宅は28戸あるが、福祉型住宅の提供により達成されるべき政策目的からすると、その戸数では入居できたものとできなかったもの間の不公平感が強く、その政策目的が達成されているかは再考が必要である。また、年間約18百万円(うち13百万円は人件費)にのぼる市営住宅の維持管理に要するコストに見合う政策効果が発揮されているかについても再考が必要である。	管財課	市営住宅としての用途を廃止するためには、低所得者で住宅困窮者の解消が制度上必要であり、「枚方市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、現状の管理戸数28戸を維持します。 平成23年度には、関連業務委託について単年度契約から複数年度契約とする等の事務改善を行いました。	
58	王仁公園	市の歳入管理	収納金の記帳について 〔報告書73ページ〕	使用料集計表の記帳は、後日収納分は利用日の収入として計上される、すなわち、17時以降受け取り分が翌日入金扱いとなり、現金の流れと記帳とに不一致が生じている。現在の記帳方法であると3月31日の17時以降入金分が、翌年度の収入という扱いになる可能性があるため問題である。あるべき現金残高を把握できるよう出納簿を作成し、現金との照合を行うことが望ましい。	公園みどり課	翌日入金の扱いによる現金の流れと記帳の不一致については、平成23年4月より、毎日の集計時点で使用料(現金)と集計表台帳を合致させて処理しています。
59		施設の状況	検査結果・工事内容のとりまとめ 〔報告書74ページ〕	各種検査によって指摘を受けた内容およびその緊急度を一覧にまとめた表が作成されていなかった。 また、改修を実施した箇所についてもその履歴は残されていなかった。施設管理の観点からは定期点検の結果指摘された改善点や、現場担当者が発見した改修すべき箇所については一覧表を作成し、施設整備室への見積依頼の実施状況、緊急度の判定、予算要求の結果、改修の実施時期、前回の改修からの経過年度など、案件ごとにどのような状況にあるかを管理することが望ましい。	公園みどり課	平成26年度より、施設管理は、指定管理者が施設の維持管理一覧を作成しており、指定管理者からその報告を受けて、本市で確認している。
60		施設利用料などの減免手続 〔報告書74ページ〕	プールについては、市内在住の一人親世帯、及び、生活保護世帯の18歳未満を対象として無料券を交付している。無料券には番号が付されており、発行対象は特定されているが、使用の際には本人確認を実施していない。無料券の不正な譲渡を防止する観点からは、本人確認を実施すべきであるとする。	公園みどり課	無料券については、発行対象を特定していることで適切に事務が行われていると判断している。無料券によるプール入場の18歳未満に対して一人親世帯及び生活保護世帯の本人であることを確認することで周囲に並んでいる来場者に知られる可能性もあり、本人のプライバシー問題もあることから本人確認を行っていない。	
61	枚方市民会館	施設の状況	大ホールの老朽化への対応 〔報告書76ページ〕	総合文化施設の建設は平成7年に検討され始めて16年が経過しているが、建設の可否、建設時期などいまだ未定の状況である。その間、市民会館の大規模な改修が控えられており、施設管理としては望ましい状況にはない。 このような状況では、施設管理上、所管課で対策が可能な部分は限られることとなるため、市民会館のあり方を含めて、市としての意思決定を行わなければならない時期が来ていると考えられる。	企画政策課	市民会館の老朽化は課題として認識しており、これに代わる施設として(仮称)総合文化芸術センター(総合文化施設)の整備を進めている。新たな文化芸術の拠点となる同施設については、基本設計が完了し、平成29年度は実施設計を進め、平成32年度内の完成を目指している。同施設の開館に伴い、市民会館大ホールの機能は廃止することとなる。
62		施設の状況	検査結果・工事内容のとりまとめ 〔報告書77ページ〕	各種検査によって指摘を受けた内容およびその緊急度を一覧にまとめた表が作成されていなかった。 また、改修を実施した箇所については、指定管理者からの報告書など目的ごとの履歴情報は収集されていたが、一覧性を持った形での情報の集約までには至っていなかった。 施設管理の観点からは定期点検の結果指摘された改善点や、現場担当者が発見した改修すべき箇所については改修履歴としての一覧表を作成し、施設整備室への見積依頼の実施状況、緊急度の判定、予算要求の結果、改修の実施時期、前回の改修からの経過年度など、案件ごとにどのような状況にあるかを管理すべきである。	文化観光課	平成23年3月に 検査の指摘内容およびその緊急度を一覧にまとめた表を作成しました。また、改修履歴としての一覧表を作成し、進捗管理しています。
63	枚方公設市場サンパーク及び枚方公園青少年センター	施設の状況	検査結果・工事内容のとりまとめ 〔報告書80ページ〕	各種検査の指摘内容およびその緊急度を一覧にまとめた表が作成されていなかった。 また、改修を実施した箇所についてもその履歴は残されていなかった。施設管理の観点からは定期点検の結果指摘された改善点や、現場担当者が発見した改修すべき箇所については改修履歴の一覧表を作成し、施設整備室への見積依頼の実施状況、緊急度の判定、予算要求の結果、改修の実施時期、前回の改修からの経過年度など、案件ごとにどのような状況にあるかを管理すべきである。	産業振興課 社会教育青少年課	保守点検検査の指摘内容およびその緊急度を一覧にまとめた表を作成しました。また、改修履歴としての一覧表を作成し、進捗管理しています。

No.	項目		監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応	
64	生涯学習市民センター	市の歳入管理 〔報告書82ページ〕	各生涯学習市民センターにおいて、利用料の記帳とその内容の確認状況に差異があった。 収納管理としては、センターごとに実施方法が異なることは、管理上および業務効率の関係から望ましくないと考えられる。 したがって、各センターの出納簿を統一し業務効率化を図るとともに、あるべき現金の残高が把握できるよう出納簿を作成したうえで、その残高について責任者の確認がなされていることの証跡を残すことができるような体制を整えるべきである。	生涯学習課	各生涯学習市民センターにおいて、利用料の記帳とその内容の確認状況に差異があった出納簿については、各生涯学習市民センター統一の出納簿を作り、あるべき現金の残高が効率的に把握と確認できるよう改善を行いました。	
65		施設の状況【楠葉生涯学習市民センター】	屋上の防水工事 〔報告書83ページ〕	予算の都合で、屋上全面の施工は出来なかったとのことであった。 このような防水加工の場合、もし未実施の箇所から雨漏りが生じるようなことがあれば、当該箇所のみならず、建物内部へも影響を及ぼすことになり、追加の費用が生じることから、まとめて実施した方が結果としてコストが抑えられる可能性があると考えられる。	生涯学習課	屋上全面の施工が一番望ましいと考えられましたが、施工当時、雨漏りし建物内部への影響を及ぼす可能性があり、緊急性が高い状況でした。全面施工することは予算上困難であったため、工事担当課と協議する中で、その雨漏りを阻止する最善の策として、雨漏りの原因場所を特定し、その部分の施工を実施しました。
66		備品の管理状況の確認	物品管理の手法について 〔報告書87ページ〕	各生涯学習市民センターにおいて、備品の管理状況に差異があった。 各生涯学習市民センターで、リストの作成方法や実施方法が異なっていた。人事異動があることを鑑みると引き継ぎの効率化の観点からは、業務を統一することが望ましいと考えられる。	生涯学習課	財務会計システムから抽出した備品リストをもとに、各生涯学習市民センターにある備品と照合して、備品を特定する方法を生涯学習市民センター間の統一した備品管理方法としました。
67		施設利用料などの減免手続 〔報告書87ページ〕		減免内容は、主に18歳以下のもの構成される団体で、文化学習活動に使用される場合や、市との協働事業の場合は、全額免除となり、主に障害者(児)で構成する団体が使用する場合は半額減免となっている。このほか、地域通貨「ひらり」(1枚100円)の使用については減免の扱いになっている。 なお、受け取った地域通貨「ひらり」は、受取り後の取り扱いが明確化されていない。地域通貨は現金同等物であるため、市としての取り扱いを明確化する必要がある。	生涯学習課	地域通貨「ひらり」の受取り後の取り扱いについては、各生涯学習市民センターにおいて、減免申請書に係る挙証資料として添付し、申請書の保存年限分(5年)まで保管します。
68	市民交流センター	施設の状況	長期保全計画の策定 〔報告書88ページ〕	建設時はライフサイクルコストの考え方が導入されていなかったため、当該時点ではライフサイクルコストの把握は実施していない。 当該施設は最近建築されたため、施設整備に係る具体的な長期計画は策定されていない状況である。しかし、建物躯体の機能維持や長寿命化に向けた管理を実施するにあたっては、必要な保全の時期および費用を予め見積り、施設のライフサイクルを把握しておくことが有用である。	市民活動課	平成23年4月に策定された枚方市市有建築物保全計画に基づいて施設のライフサイクルを把握し、管理している。
69	輝きプラザきらら	施設の有効利用について 〔報告書90ページ〕		各フロアの貸スペースについては、それぞれの所管部署が管理しており、特に、枚方市立地域防災センターについては、一つのスペースを市の会議がない時間に防災関連の活動に対してスペースを貸与するものであるが、一つのスペースを貸すために危機管理室担当者が貸スペース管理を行うことは、業務効率の観点から望ましくなく、空きスペースを一元管理することが望ましいと考える。	総務管理課	23年度に、輝きプラザきらら関係課が出席する定例会において、地域防災センターを含め各施設の貸スペースの一元管理等の可能性について検討を行ったが、業務効率の観点はあるが、各施設の設置目的や対象者などが異なることから施設所管課以外の部署での一元管理は困難であるとの結論に至った。今後、各施設ごとに効率化や利用率の向上を図ることとする。
70		検査結果・工事内容のとりまとめ 〔報告書92ページ〕	各種検査によって指摘を受けた内容およびその緊急度を一覧にまとめた表が作成されていなかった。 施設管理の観点からは定期点検の結果指摘された改善点や、現場担当者が発見した修繕すべき箇所については一覧表を作成し、施設整備室への見積依頼の実施状況、緊急度の判定、予算要求の結果、改修の実施時期、前回の改修からの経過年度など、案件ごとにどのような状況にあるかを管理すべきである。	総務管理課	現場担当者調整し、修繕必要箇所等をまとめた一覧表を試行的に作成し運用を行った。今後、一覧表で管理すべき内容等を現場担当者と精査していく。	